

保護者 様

千曲市教育委員会
千曲市立屋代小学校長 川辺 敏彦

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されます。これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります。この間、ご家庭で感染拡大の防止に取り組んでいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、文部科学省から5類感染症への移行に伴い、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(5文科初第347号)」の通知があり、それに伴い「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定がありました。

つきましては、千曲市内の小中学校では、これらを踏まえた上で、下記のようにしますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、引き続き、

- ・ 家庭との連携により児童生徒の健康状態の把握をしていきます。
- ・ 適切な換気の確保をします。
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。
- ・ マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 給食の場面においては、「黙食」は行いません。

感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外の特段の感染症対策は講じません。

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて一時的に、以下の措置を講じることがあります。

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることとします。
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することとします。

2. 平時から求められる感染症対策について

(1) 児童生徒の健康観察について

- 今まで提出していただいていた「健康観察カード」は、提出する必要はありませんが、引き続きご家庭での健康観察は丁寧をお願いします。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養をお願いします。必要に応じて受診するようお願いします。

※「出席停止扱い」とはなりません。「病欠」となります。

- 同居の家族に発熱症状等がある場合については、登校を控える必要はありません。
- 児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。

(2) 換気の確保について

- 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開け効率的に換気をします。また、廊下の窓を開けるようにします。

- 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にするようにします。

裏へ

(3) 手洗い等の手指衛生の指導について

- 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは 30 秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。
- 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合には、流水でしっかり洗うことを指導するなどの配慮を行います。

(4) 咳エチケットの指導について

- 咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に咳エチケットを行うよう指導します。

(5) マスクの取扱いについて

- 学校教育活動においては、児童生徒及び職員対しマスクの着用を求めないことが基本となります。

(6) 清掃について

- 通常の清掃により清潔な空間を保つようします。
- 器具・用具や清掃道具など共用する物品については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。
- 清掃の実施の際には、換気を十分に行います。

3. 部活動について(小学校課外活動を含む)

- 上記の感染防止対策を行った上で通常どおり実施します。
※競技団体等で示されているガイドラインがある場合は、それに従って活動します。

4. 出席停止の取扱いについて ※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(5月8日より施行)より抜粋

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

5. その他

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校から配布される「出席停止期間終了報告書」の提出をお願いします。医療機関が発行する陰性証明書等は必要ありません。
- 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。したがって、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- 感染が不安で休ませたい場合について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。

児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、引き続きご家庭での感染防止対策、健康観察の徹底等よろしく願いいたします。